

重要事項説明書

(通所介護・介護予防通所介護サービス)

<令和8年6月1日現在>

【事業所】所在地：〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町3丁目73番地1号

名称：おたっしや倶楽部 健康半日デイ

管理者：_____

説明者：_____

1 法人概要

法人名称：社会福祉法人 鴻鵠の会

代表者：理事長 山崎 きくえ

法人本部所在地：〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4号

電話番号：048-650-8830

法人設立：平成25年2月（創立 平成11年11月）

2 事業所概要

施設種別：通所介護
介護予防通所介護サービス

事業所名：おたっしや倶楽部 健康半日デイ
(指定番号：1176518015 さいたま市)

所在地：〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町3丁目73番地1号
電話番号：048-643-8700
FAX番号：048-643-8711

通常の事業の実施地域：さいたま市（うち浦和区、大宮区、緑区、南区、見沼区、
中央区の一部地域に限る）

管理者：西村 理江

(1) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	火曜日・木曜日 (祝日と12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	8時30分から12時30分まで
サービス提供時間	9時00分から12時00分まで

(2) 勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人員数
管理者	・従業者と業務の管理を行う。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	常 勤・1
生活相談員	生活相談、入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助を行う。	常 勤・1
看護職員	・利用者の健康状態の確認を行う。 ・利用者の病状が急変した場合に利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行う。	非常勤・1
介護職員	必要な日常生活の世話及び介護を行う。	常 勤・1以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。	常 勤・1

3 サービス内容

通所サービスは、事業者が設置する事業所に通い、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図ります。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 利用料金のみやす

基本利用料（めやす）を以下に示します。利用者負担額は、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担です。

＜基本利用料金のみやす＞ ＊利用者負担額は介護保険負担割合が1割の場合の金額
所要時間：3時間以上4時間未満／1回あたり

要介護区分	事業対象者	要支援1	要支援2
サービス単位	1,798	1,798	3,621
利用者負担額(円)	約 1,920	約 1,920	約 3,867

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	368	421	477	530	585
利用者負担額(円)	約 393	約 450	約 510	約 567	約 625

<各種加算料金のめやす> *利用者負担額は介護保険負担割合が1割の場合の金額

項 目		サービス単位	利用者負担額(円)	備 考
入浴介助加算	I	40／日	約43円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合して生活機能向上連携を行った場合
	II	55／日	約59円／日	
生活機能向上連携加算	I	100／月	約107円／月	厚生労働大臣が定める基準に適合して生活機能向上連携を行った場合
	II 1	200／月	約214円／月	
	II 2	100／月	約107円／月	
個別機能訓練加算	I イ	56／日	約60円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合して個別機能訓練を行った場合
	I ロ	76／日	約81円／日	
	II	20／日	約22円／日	
ADL維持等加算	I	30／月	約33円／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	II	60／月	約65円／月	
	III	3／月	約3円／月	
認知症加算		60／日	約64円／日	認知症利用者にサービスを提供した場合
若年性認知症利用者受入加算		60／日	約64円／日	若年性認知症利用者にサービスを提供した場合
科学的介護推進体制加算		40／月	約43円／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
サービス提供強化加算	I	22／回	約23円／回	介護従業者配置状況により、いずれかを算定
	II	18／回	約19円／回	
	III	6／回	約6円／回	
介護従業者処遇改善加算	I イ	所定単位数の111/1000 加算		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護従業者の処遇改善等の実施によりいずれかを算定
	I ロ	所定単位数の120/1000 加算		
	II イ	所定単位数の109/1000 加算		
	II ロ	所定単位数の118/1000 加算		
	III	所定単位数の99/1000 加算		
	IV	所定単位数の83/1000 加算		

※介護報酬計算方法

介護報酬＝(サービス毎に定められた単位数 ＋ 加算単位数) × 地域別単価(10.68円)

- ・原則として介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証の記載割合に応じた額を利用者が事業所に対して支払い、残りの額は保険者であるさいたま市が負担します。

その他の費用

送迎費	通常の事業所の実施地域にお住まいの方は無料。 それ以外の地域にお住まいの方は、送迎に要する費用として次の額を負担する。 ・片道5キロメートル未満 500円 ・片道5キロメートル以上10キロメートル未満 1,000円
教養・娯楽費・食費・おむつ・日常生活費	利用者の希望により提供するクラブ活動や行事における材費・物品費等、または、ご希望の場合の食費・おむつ・日常生活費として、実費を負担する。

(2) キャンセル料（介護予防を除く）

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料は次表のとおりです。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、速やかに連絡をお願いします。

利用日の前日（土、日を除く）の13時までに連絡があった場合	無料
利用日のサービス実施予定時刻までに連絡があった場合	当該基本料金の50%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ①利用者負担額及びその他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ②請求書は、利用月の翌月20日までに利用者に渡します。

(2) 支払い方法等

支払いは、原則として請求月の月末に、利用者が指定する口座からの口座振替としますが、口座振替の準備が整うまでは、請求月の末日までに下記のいずれかの方法で支払いをお願いします。

- ①現金払い
- ②事業者が指定する口座への振り込み

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の体調に急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を取るとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡します。

8 事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、さいたま市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	： 三井住友海上火災保険株式会社
保険名	： 福祉事業総合賠償責任保険

9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に従業者に周知します。
- (3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

10 サービス提供に関する苦情、相談

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① サービス提供に関する苦情及び相談を受けるための窓口を設置します。
- ② 苦情及び相談に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者
解決責任者	事務長
電話番号	0 4 8 - 6 4 3 - 8 7 0 0
受付時間	1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで
受 付 日	火曜日・木曜日 (ただし、祝日と12月29日から1月3日までを除く。)

* 市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

さいたま市役所 介護保険課	0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 4 ・ 1 2 6 5
大宮区役所 高齢介護課	0 4 8 - 6 4 6 - 3 0 6 7
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8 (苦情相談専用)

11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たっては以下について留意してください。

- (1) 体調の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、速やかに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へ連絡してください。
- (2) 主治医から指示事項がある場合は申し出てください。

【重要事項説明確認】

通所介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【法人】所在地 〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4号

名称 社会福祉法人 鴻鵠の会

理事長 山崎 きくえ

私は、事業者から重要事項の説明を受け、サービス提供内容について同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】住所 〒

氏 名

【代理人】住所 〒

氏 名